

第二次世界大戦中立国スペインの戦争被害：
国交回復交渉と「対日請求問題」
－外交史料館公開資料から－

荒沢 千賀子

Neutral Spain's war damage during WWII: Negotiation with Japan
for re-establishment of diplomatic relations and settlement of "war damage claims"
－ On the basis of Japan's diplomatic documents open to the public －

ARASAWA Chikako

Summary:

This article examines the negotiation process for re-establishing diplomatic relations and reaching a settlement of Spain's claims, based on documents from the Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. Neutral countries' war damage during WWII is little studied. Here, with Spain's case, I show how Japan led to express its "deep regrets" officially and to pay damages individually.

It is not widely known that, in spite of Spain's neutrality during WWII, Spanish citizens in the Philippines suffered severe war damage during the Battle of Manila (3 February - 3 March 1945). Blaming Japanese troops' "atrocities" in Manila, Spain decided to break off diplomatic relations with Japan (12 April 1945), particularly because of the assault against the Spanish Consulate General in Manila by a group of Japanese soldiers. After signing the Peace Treaty in San Francisco (8 September 1951), Japan and Spain started a four months' negotiation to resume normal diplomatic relations, with the result that Japan had no alternative but to express its "deep regrets" for the assault in notes exchanged. Finally, Japan made reparations for the individual damages (19 February 1957).

1. はじめに

スペインは日本との間に2018年には外交関係樹立150周年¹を数える関係を築き、第二次世界大戦では中立の立場を利用して日本の「利益代表すら引き受けた友好国²」であった。だが、フィリピンのマニラ戦³で在比スペイン国民が深刻な戦争被害を受けると、日本軍の残虐行為を非難した⁴スペイン政府は、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件⁵を主要な理由として、1945年4月12日日本との国交を断絶した。

事件の7年後にあたる1952年2月12日、日本とスペインは覚え書きを交換してサンフランシスコ講和条約発効と同時に国交を回復すると取り決め⁶、覚え書きには、スペイン総領事館襲撃事件に対する日本政府からの「遺憾の意」の表明、および国交回復後に被害についての交渉を行う文言が記された⁷。国交回復後に交渉が始まった「対日請求権問題」は、「日西両国国交上の最大の障害となり、通商航海条約はもちろんその他の条約の交渉もまったく不可能の状態⁸」となるほどの緊張を生み、「日西国交上からも国際信用上からもまた人道上からも」「放置を許されざる」問題と認識されていく⁹。最終的に日本と

-
- 1 1868年11月12日、日本スペイン修好通商航海条約を締結。
 - 2 1956年7月27日マ秘第191号「スペインの対日クレームに関する件」与謝野香特命全権大使より高崎達之助外務大臣代理・国務大臣宛。(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件「スペインのある種請求権解決取極関係」B'3.1.2.9-4、外務省外交史料館)
 - 3 1942年1月から日本の軍政下にあったフィリピンの首都マニラで1945年2月3日より始まった約一ヶ月にわたるアジア太平洋戦争末期の戦い。日本軍はほぼ全滅しマニラの民間人約10万人が犠牲になったといわれ、日本兵6,555人の遺体が確認され、米軍は1010人の戦死者と5,565人の負傷者を出した。(中野聡、2009、「マニラ戦と南京事件」、『南京事件七〇周年国際シンポジウムの記録——過去と向き合い、東アジアの和解と平和を』、日本評論社、p.153)
 - 4 Política、文書No.20、1945年4月12日東京発「Envia copia reclamación sobre atrocidades japonesas en Manila」：在日スペイン公使が4月4日日本側に申入れ。(AGA (Archivo General de la Administración総合公文書館：スペインのアルカラ・デ・エナーレス) 資料、P-000464、54-15903-01「1945. Ruptura Relaciones con el Japón y Potencia Protectora.」) なお原文はスペイン語で、荒沢の訳による。(以下、同じ)
 - 5 1945年2月12日に発生した日本兵数名による数十名殺害と放火事件。領事館員の他、スペイン、フィリピン、中国の避難民が犠牲となり、三人が脱出したが、二人は重傷により間もなく死亡し、六歳の少女だけが生き残り翌年帰国した。
 - 6 1952年2月12日「外交関係の恢復に関する書簡について」([A-S38 (2)-189] 外務省外交史料館、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 \(2\)-189.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 (2)-189.pdf) (2011. 12. 6閲覧))

スペインは1957年1月8日に合意に達し¹⁰、日本はスペインの人的・物的被害に対し550万米ドルを支払った¹¹。

アジア太平洋戦争でのスペインの戦争被害と対日断交をめぐる戦後の交渉経過については、これまであまり研究されてこなかった¹²。日本政府には何が課題と認識され、どのような方針によって処理されて上記の結果に至ったのか。スペインの対日断交と戦後の国交再開、および「対日請求権問題」の中心にあって影響を与えたのが、スペイン総領事館襲撃事件である。この事件は、交渉の経過にどのような影響力をもったのか。本稿では、国交再開および被害の補

- 7 1952年2月12日に覚書交換。Francisco J. del Castilloスペイン外交代表から吉田茂外務大臣への覚書には「the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war.」と国交回復後の被害についての交渉の記載、また、吉田外相からスペイン外交代表への覚書には「I take this opportunity to express, in the name of the Japanese Government, our deep regrets for the sad incident which took place at the Spanish Consulate General at Manila on February 12th, 1945.」と、スペイン総領事館襲撃事件への「深甚なる遺憾の意」を表明する記載がある。(日本・スペイン間外交関係雑件、「1. 外交再開関係」、A' 1. 3. 0. 2、外務省外交資料館資料)
- 8 1957年1月8日、「スペインの対日クレームに関し閣議報告の件」、別添二(同前、B' 3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)
- 9 1955年10月5日、外務省、「[サンフランシスコ平和条約の例外としての旧連合国及び中立国の対日クレーム]中の主要案件資料説明」、「(6) スペインの対日請求問題」、(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求問題雑件、B' 3. 1. 2. 9)
- 10 1957年1月8日「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本政府とスペイン政府との間の取極(交換公文)」、「スペイン外務大臣から日本国特命全権大使にあてた書簡(来簡)」([A-S38 (2)-190] 外務省外交史料館、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38\(2\)-190.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38(2)-190.pdf) (2011. 12. 6閲覧))：「日本政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がスペイン政府及びスペイン国民に与えた損害及び苦痛であって日本政府が国際法の規則に基いて責任を有するものの賠償請求を満足させるため550万合衆国ドルに等しい金額をスペイン政府に支払う。」とされ、これにより日本政府は「損害及び苦痛のすべての賠償請求のすべての責任を完全にかつ最終的に免れる」ことになった。
- 11 1957年4月16日「スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインの間の協定に基づく賠償金の支払いに関する件」欧亜局長より大蔵省理財局長宛：2月19日送金の報告。(同前、B' 3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)

償をめぐる日西政府間の交渉について、日本の外交史料館公開資料が明らかにする日本政府の側から見た交渉経過を跡づけ、公的な「深甚なる遺憾の意」の表明と個人的な補償がどのように実現されるに至ったのかを見ていく。

まず、スペイン側被害の大半を占めるマニラ戦からスペインの対日断交までを日本側がどう認識したのかについて、スペイン側外交資料¹³を補いながら見る。つづいて、国交再開に至る経過と被害の補償実現に至る経過の二つに分けて、交渉経過を追っていくこととする。

2. マニラ戦被害と在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件の発生、対日断交へ： 「アメリカのプロパガンダ」

当時の日本政府は、マニラ戦でのスペインの人びとの被害をどう受け止めたのか。フィリピン・マニラでのスペイン総領事館襲撃事件発生から対日断交の知らせが届き外交活動が停止にいたる直前の日西公信から、その反応の一端を拾い出してみよう。

スペイン政府による国交断絶の決定を日本に伝えた資料として日本側に現存する¹⁴のは、対日断交の閣議決定を報じた4月12日の各紙内容を伝える在スペイン日本公使須磨からの公信¹⁵である。スペイン政府が対日断交を決定した当時、日本では激しさが増す東京への空襲などで公電の着信が遅れていた¹⁶ため、この公信の日本着信は4月22日となっている。この公信で在西・須磨公使は、

-
- 12 フィリピンにおける日本占領期の日西関係については、ロダオがフランコ政権（1939年～75年）の国際政治上の特殊性から、また深澤がスペイン内戦（1936年～39年）とその結末をめぐるフィリピンのスペイン・コミュニティ内の関係から見る視点をそれぞれ提供している。（フロレンティーノ・ロダオ著、深澤安博訳者代表、八島由香利他訳、2012、『フランコと大日本帝国』、晶文社）、（深澤安博、（1995-6）「フィリピンのスペイン共和国派—上—」歴史評論542、歴史科学協議会編、p.79-92、および、（1995-7）「フィリピンのスペイン共和国派—下—」歴史評論543、歴史科学協議会編、p.79-89）
 - 13 なお、スペイン・マドリードの外務省文書館 Archivo del Ministerio de Asuntos Exteriores 所蔵の資料については、他史料館への資料移動を理由として公開停止中であったため入手できていない。
 - 14 日本に対するスペインから「断交の通告ありしを報告」した須磨公使の公電第359号、第360号は「見当たらない」。（外務省、2010、『日本外交文書』第二巻、p.1068、543「スペインの対日断交発表について」、編注）

スペイン総領事館襲撃事件に言及している。

「スペイン側「ソース」の情報にして且つ公式に立証せられたるものによれば日本軍は二月十二日在マニラ・スペイン領事館を襲撃館員及び同館にありしもの全員を殺戮せる後同館に放火せる事実並びにその他多数のスペイン人を殺戮¹⁷しその財産を破壊せる事実確認せられたり」

公使は、「かゝる類例なき重大なる事実」を「対日外交関係を断絶する」要因として伝え、さらに「日本政府に提示せる損害賠償請求権ヲ依然留保」と賠償請求権にも触れている。

当時日本政府は、この公電着信より先にマニラ戦でのスペインの人びとの被害報道を知っていたようだ。当初の日本政府のとらえ方の一端が、スペイン側資料からうかがえる。3月25日に日本の広報担当者は、「マドリードで報道されているマニラにおけるスペインの人びと、及びスペインの諸施設に対する日本の残虐行為」に対し、「それらは全く根拠がなく、侵略アメリカ軍によってねつ造されたプロパガンダ」との認識を、在日・スペイン公使に示した¹⁸。

そのころスペイン公使のもとには、本国から「断固たる抗議」をするようにとの指示とともに「日本の残虐行為」の報が続けて入っていた¹⁹。なかでも詳細に伝えられたのが、総領事館襲撃事件であった。

「在比スペイン居留地において日本軍隊により引き起こされた言語道断の治安蹂躪の全てに対して、断固たる抗議を表明するよう強く要請する。日

15 1945年4月12日須磨公使発、第357号「スペイン政府の対日断交発表に関する件」：スペイン政府の非公式発表に基づいて、4月12日にスペイン各紙が、前日に政府が閣議で対日外交関係断交を決定したと報道しているとの打電。本省4月22日着信。（第二次世界大戦関係雑件、「(22) 対日断交関係」、A'7.2.0.1、外務省外交史料館）

16 電信No.36、1945年4月3日東京発。（同前、AGA資料）

17 本資料「殺戮」と記載の部分、前記資料（外務省、2010、『日本外交文書』第二巻、p.1068、543「スペインの対日断交発表について」）では「殺傷」と記載。

18 電信No.31、1945年3月26日東京発、在日スペイン公使から本国宛。（同前、AGA資料）

19 電信No.12、No.13、No.14、No.15、いずれも1945年3月23日マドリード発、3月28日東京着：在日スペイン公使に、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件の詳細を伝え（No.12、No.13、No.14）、類似の事態が発生しているとして、日本政府に強い抗議を行うことを要請。（同上）

本軍による都市の組織的破壊が全面的に遂行される数日前、全ての修道会に対する行為とまさに同じころ、民間人と領事館に対して日本軍による残虐行為が始まっていた。領事館には数グループのスペイン人たちが避難していたが、そこへ日本軍が侵入し、全ての避難民を殺害した。スペイン人ヘナロ・アルバダレホ (Genaro Albadalejo) だけが致命傷を負いながらも領事館を脱出したものの、事件を報告したのち死亡。避難民の家族である五歳の少女…次に続く (電信No.12)、「アギレーリャ (Aguilella) は銃剣による刺傷を負いながらも救助されている。領事館に居た人びとは、女性や子ども、領事館守衛も含め全て殺害された。アルバダレホの証言によると、その数は五十人に上るとのこと。そののち日本兵らは故意に領事館に火をつけた。これらは全て2月12日に発生。日本兵らによる火災で火傷を負いながらひとりの女性が近隣の家に逃れ、先の人物と同じく情報を伝えたが、死亡。…次に続く (電信No.13)」

公使は指示通り4月4日「マニラに於ける日本の残虐行為に関するクレーム (賠償請求)」を日本に申入れた。だが、外務省の沢田次官はやはり「アメリカのプロパガンダ」を口にした。そこで公使が、事件は総領事の証言のほか「膨大な証言」を根拠とする事実であると反論した。すると次官が、スペイン人に被害が及ばないように日本軍は指示されていたとしながらも再調査依頼や²⁰信賴関係による解決への志向を示したため、公使は「悲観的」でない印象を受けたと打電している²¹。

当時は、激しさが増す東京への空襲などで公電の着信が遅れ²²、12日マドリード発の対日断交決定の口上書が在日スペイン公使に届くのは4月19日であったので、公使は13日頃の米国のラジオで対日断交決定を知った。翌14日、まだ日本側も正式な通知を受領していなかったが、日本側広報担当官は「フィリピンでの日本軍の行為」とされるものは「米国ラジオ放送によって流布された軍事プロパガンダ、および根拠のない作り話にもとづいたマドリードの新聞報道」によるとの認識を繰り返し²³、当時のスペイン政府の「非友好的」な行動²⁴に不快感を示した。

20 電信No.37、1945年4月4日東京発、マドリード宛。(同上)

21 電信No.38、1945年4月4日東京発、マドリード宛。(同上)

22 電信No.36、1945年4月3日東京発。(同上)

スペイン政府による以下の対日断交の口上書が在日スペイン公使に届いたのは、4月19日であった。

「内閣は、つぎの通り口上書を発表する。スペイン人から直接提供され、且つ公的に証明された諸情報に基づくと、日本の軍隊によって、2月12日に在マニラ・スペイン総領事館への襲撃が行なわれ、総領事館のすべての職員とその場に居た人びとが殺害され建物が故意に放火されたことは、全く疑いようがない。そして、そのあとさらに多くの人びとが殺害され、スペイン市民の財産が意図的に破壊された。これら類を見ない重大な事実を前にして、スペイン政府は、これらが両国の正常な友好関係の維持とは両立し得ないものであると判断し、日本政府との外交関係を断絶することを決定した。しかしこれとは別個に、すでに日本政府に提示済みの、スペイン国民が被った生命と財産の損失に対する賠償請求は維持されるものとする²⁵。」

当初からスペイン政府は、スペイン総領事館襲撃事件をはじめとするマニラでの「日本の残虐行為」と対日断交を結びつけ、その賠償請求を強く主張していたのである。一方、日本側が「アメリカのプロパガンダ」「根拠のない作り話」として、これをなかなか受け容れようとしなかったことが、スペイン側の資料からうかがえる。

3. 国交回復の交渉：「遺憾の意の表明」をめぐる

国交回復交渉では、当初からスペイン側が要求した「遺憾の意の表明」が問

23 電信No.45、1945年4月13日東京発。(同上)、および、Política、文書No.21、1945年4月21日東京発「Ruptura de Relaciones Diplomáticas con el Japón」(同上)

24 ログオは「戦争中に最も日本を助けた国 (p.415)」であったスペインがアメリカでの日本の利益保護を辞めた(1945年3月22日)などこの期のスペイン政府の動きの裏に対日参戦の可能性の模索をみる。(同前、p.415)

25 電信No.25及びNo.26：なお、上記文書No.21にこの口上書が1945年4月12日マドリッド発、4月19日東京着であると記載。No.21には、日本の情勢悪化に伴う内閣交代等の政治危機を原因とする、スペインからの日本の残虐行為へのクレーム対処の遅れや、マドリッドでの日本側への断交公式通告を日本各紙が4月21日に報道との記載もある。(同上)

題となった。この問題を軸に、交渉経過を見ていこう。

1) 国交回復交渉の開始：日本が「一々遺憾の意を表さなければならない」のは「極めて辛い」

戦後のスペインとの国交回復交渉は、1951年10月22日在京スペイン外交使節団のカスティージョ代表が「国交を再開すべき時期が到来した」として来訪して開始された²⁶。これは、1951年9月8日サンフランシスコで日本に対する平和条約が調印された翌月である。

このときスペイン側は「友好関係の宣言」と「スペイン国民の損害の補償の問題」を提起し、後者については「国民を納得させるためにどうしても必要と考える」というのであった。外交関係の再開は「対日平和条約の効力発生と同時に」と決められ、この点に問題はなかった。最大の問題は、スペイン側の交換公文書の「深い遺憾の意 deep regret」という字句にあった²⁷。

日本側は、「スペイン国との間には戦争状態はなかった」ということを理由として、「単に外交関係再開を謳う」こと、スペイン国民の損害については「具体的に問題に言及することなく、単に戦争の結果生じた問題の解決のため協定を結ぶ意向がある程度の、一般的記述に止める」との考えを表明した。しかし、スペイン側は、差し当たっては「物質的な補償」を要求してはいないものの、「遺憾の意」の表明は「国民感情を納得させるため」の「精神的補償」として必要であると主張し、譲らなかった²⁸。

日本側はスペインの「希望に沿って交渉を進める」としていたものの²⁹、最初の日本案に表明されたのは「遺憾の意 regret」ではなく、「同情の意 sympathy」であった³⁰。この日本案に、「カスティージョ公使」は「自分としては本国政府に取次ぐわけには行かない」と強い拒否感を示した。「日本政府に

26 1951年10月22日付「外交関係再開関係国交回復に関する在京スペイン外交使節団長申入に関する件」(「日本・スペイン間外交関係」、「1. 外交関係再開関係」、A' 1. 3. 0. 1、外務省外交史料館)

27 1951年10月31日、「Normas para tener presente (考慮すべき原則)」(同上)

28 1951年10月31日：マルティン・アロンゾー等書記官の来訪についての記録。(同上)

29 1951年11月27日「高裁案」：「外交関係再開に関するスペイン政府及び日本政府間の往復書簡に関する件」(同上)

30 1951年11月28日「Resumption of Normal Relationship between Japan and Spain (Draft)」(同上)

よる遺憾の意の表示」は、「自分としては絶対に譲ることはできない」もので、日本案の「同情の意」では「本国政府及び在比スペイン人にとっては一顧の価値なしと言う外なく、日本政府は事件について何等遺憾の意を持っていないという感じを受けるであろう」と言うのだった。日本側は、「中立国との最初のケース」であるスペインとの交換公文に「遺憾の意」を表すると、「全部の中立国との交換公文に当り日本政府は一々遺憾の意を表さなければならない」こととなり、「日本側にとって極めて辛い」と主張したが、公使は「頑としてその態度を改めなかった」³¹。

日本側内部で、方針が再検討された。「国交再開は素々先方から申出て来た」のだから日本が「万難を排して迄即刻合意に到達しなければならない必要乃至理由はない」としつつも、「意見が一致しなかったという理由だけ」で決裂させスペインとの国交だけが「断絶したまま」となるのも、「カスティーヨ代表に悪感情を抱かせる」のも「得策でない」。こうして「支障のない範囲内なるべく先方の希望にも應ずる」方向へと修正がなされていく。

「遺憾の意regrets」の表明を避けた理由は、次の三点から説明されている。(1)「平和條約においても戦争責任を認めるような字句は含まれておらず、連合国に対しても少なくとも表面上は頭を下げた形になっていないこと」、(2)「スペインとの間に用いられた語」が今後の類似公文に影響し、「中立国には我方から陳謝して国交を再開して貰った形となる虞れがあること」、(3)「regretsの表示は事件解決措置の一つ」であるので、まだ解決方法について話し合われていない現在には適当でないことである。だが、検討の結果、「過去のこととして一切頬かむりで通すというつもりでもない」として、「同情の意 Sympathy」の表明にかえて、イタリアの場合に倣い、国交回復後の話し合いに応じる用意があることを字句として入れる方向へと向かうことになる³²。

こうして、スペインからの公文に関する次の日本案には、「先の戦争中の日本軍占領期にマニラ及び他のフィリピン各地で発生した事件の友好的解決に向けて³³」「話し合う意³⁴」などの字句が入った。また、日本からの公文に関す

31 1951年11月28日「スペイン国との国交再開に関する件」。なお、問題は日本側提示案の「同情の意our heartfelt sympathy for the hardship」だけでなく、「heartily welcome the intention of the Spanish Government」の部分に「感謝の意が表されていない点」にもあったことが、欄外の書き込みから知れる。(同上)

32 日付記載なし「スペイン国との国交再開に関する件」：1951年11月28日の「カスティーヨ代表」との話し合いを受けて。(同上)

る日本案には「日本政府はスペイン政府に感謝する³⁵」と、感謝の意を明示した。さらに、公文交換の際には「口頭を以て遺憾の意を表明する用意がある」こともスペイン側に伝えた。これらによって日本側は、公使から「自分としてはこの案で結構」「できるだけこの案で本国政府の同意を得るように努める」との言葉を引き出すことに成功したのであった³⁶。

2) スペイン総領事館襲撃事件の浮上と日本側の調査：「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」「事実であったか、又は大体類似の事件が発生したものと推定」

ところが、事態は急展開する。12月27日と翌1952年1月4日、マドリードの日本在外事務所長に対してスペイン側から提案があった。「マニラ事件」での「スペイン人一般居留民」の問題とスペイン総領事館の問題を別扱いとし、前者はスペイン側公文をわたす際に日本側が口答で遺憾の意を表明し、後者は日本側公文の中に遺憾の意を表明する字句を入れるという内容であった³⁷。

日本でも1月4日に公使が総領事館襲撃事件に言及した。そこで、日本側が事件の詳細情報を要求すると、1月7日にスペイン側から文書で回答が届いた³⁸。ここに至って、ようやく日本側は、「之より先客秋スペインとの国交再開に関する覚え書き交換の問題が起った時からスペイン側は比島における自国人の生命財産に対する日本軍の侵害を重要視していることが判明した」と認識したのである³⁹。

日本側は自ら調査に乗りだした。しかし、記録は「戦災のため焼失したか又

33 訳文は荒沢による。原文は「with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the times of the Japanese military occupation during the last war.」1951年12月3日、「Resumption of Normal Relationship between Japan and Spain (Draft - 3 December 1951)」(同上)

34 同上。原文は「the intention to enter into discussion」。

35 同上。原文は「the Japanese Government thank the Spanish Government」。

36 1951年12月5日「スペイン国との国交再開に関する件」(同上)

37 1952年1月5日普通第一号、「エリセ外交局長との會談に関する件」、および1952年1月5日普通第一号(乙号)、「マニラ事件の処理」(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件、「スペインのある種請求解決取極関係」、B' 3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)

38 Note Verbale, No.1, 1952年1月7日、および「AIDE MEMOIRE」(同前、A' 1. 3. 0. 1)

39 1952年1月7日、「在マニラスペイン總領事館の被害に関する件」(同前、B' 3. 1. 2. 9-4)

は終戦時焼却せられたか」で現存せず、関係者の聞きとり調査を実施する。しかし、外務省関係者は全員1945年1月中旬にマニラを離脱しているため詳細は不明であり、スペイン総領事館の事件については、誰も知らないと判明する。つぎに、軍関係者に聞きとりが行われ、1月4日にはマニラ派遣軍の参謀副長（渉外担当）宇都宮少将から次の回答を得た。

「スペインに対するアトロシティー^(ママ)は相当にあったものと思うが、その下手人と思われる人は殆ど全部戦死したか又は生存はしていても名乗り出る人としてなく、一方的にスペイン側の言い分を承る以外に反証の挙げようもない。自分達のマニラ滞在中はスペインに対しては特別の優遇をしたほどで特別な不祥事件もなかったと記憶するが、山下裁判の時に検察側からたくさんスペインに対するアトロシティー^(ママ)も持ち出されて自分たちも始めてそういうことを耳にした次第である。パギオに逃げてからマニラのスペイン・クラブに日本兵が侵入し、スペイン人多数を殺害した事件を調査するよう東京からの訓令を受けたので、現地部隊に調査せしめたことがある。それは四五年二月頃と記憶し、スペイン人が比島人のゲリラをかくまったというのが口実であつたらしいが、相当ひどいことをやったものようである。然しスペイン総領事館を侵犯したということは全然聞いていない。」

この時点では、スペインクラブの事件との何らかの関連が推測されたものの、「総領事館以外のスペイン権益侵犯に対しても残念乍らスペイン側から申し立てがあればこれに対し反駁を加え得る根拠は殆どないものと思われる」と締めくくられている⁴⁰。

上記宇都宮参謀の脱出後もマニラ市に一番遅くまで留まった比島陸軍準指令部の渉外係加納中尉にも、1月16日に聞きとりを行った。

「自分がマニラを離脱したのは四五年二月五日であり、スペイン側申出の如き事件は今まで全然耳にしたことはない。スペイン総領事館とスペインクラブとは隣であり、全地域は米軍の砲撃爆撃の最も苛烈な所であった為惨憺たる有様であった。当時マニラの防衛は海軍士官の指揮下に陸海両軍が従っていたが、我が防衛軍の籠城している地点に対する米軍の侵入路上

40 同上

に丁度右スペインクラブ、総領事館があったので、右総領事館では激戦が行はれたものと思はれる。但し右最後まで頑張った部隊員は数名を除き全滅したので、今更当時の状況を確認する方法は先づないと思はれる。スペイン総領事館以外のスペイン人生命財産に対する比島内に於ける不祥事件は何も聞いたことがない。」

ここに至って、「本件要するに日本側としては真疑の調査が不可能なりと思はれる」との認識から、「スペイン側に対しては「若しあったとすれば」といふ^(ママ)前庭の許に適当に対応する（仮定的陳謝、先方の出方によっては若干の見舞金支給等）より方法のないものと思はれる。」ということになった⁴¹。

さらに、第二復員局残務処理部にも調査協力を依頼し⁴²、文書での回答（2月13日付）を得た。それによると、保管する公文書からは事件を確認できるものではなく、同部はマニラ市街地の戦闘状況の調査を行った。これによると、南北からマニラ市内に突入した米軍が2月11日頃合流して日本軍を包囲したため、それ以降マニラ市内の日本軍は、外部と「僅かに無線連絡を保つ程度」となっており、このような事件の報告も存在していない。そこで、マニラで米軍に包囲されながら戦後帰国できた人物にも調査したが、誰も事件を知る者はいなかった。報告書の最後に「参考事項」として、永井隆著『長崎の鐘』（1949年出版）掲載の連合軍総司令部諜報課の提供資料「マニラの悲劇」を紹介して⁴³、同部は次のように結んだ。

「事件の発生したといわれる二月十二日は日本軍が米軍に包囲された直後

41 1952年1月16日、「在マニラ スペイン総領事館の件」（同上）

42 1952年1月17日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件」（同上）

43 1952年2月13日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件について（回答）」：1949年1月30日日比谷出版、永井隆著、『長崎の鐘』の後半、第一章「スペイン人居住民の蒙りたる被害」中、一九四五年三月三日「マニラ」での僧正トマル・タスコン教父の陳述の引用部分：「コロラド街六二番地にあるスペイン領事館はスペイン国旗が悠然と掲げられていたにもかかわらず破壊された。領事館に避難していたスペイン人若干を含む五十名以上の人々は生きながらも焼かれ、または銃剣で刺し殺された。その中にはつぎの家族の人々が含まれている。—アグレリア・ベルランガ及びアバダレホ。屍体のうち身許の明らかになったものはわずか十五にすぎなかった（p.205）。」（同上）

の事であり、約一万名の日本軍が約二週間の内に殆ど全滅してしまった當時の戦況より見て極度の混戦状態にあったことは推断に難しくなく、拗ってかかる事件が絶対に発生しなかったとはいえないものと認められる。⁴⁴」

この第二復員局の回答は、文書回答より先に口頭で伝えられていた。前述の調査に、1945年4月12日付の在スペイン須磨公使の緊急打電⁴⁵中の総領事館事件の報告も加えて、日西の資料を総合的に検討した日本側は、スペイン総領事館襲撃事件についてこう結論した。「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」が、「先方ないし関係者の申立ては大体一致しており、当時の同地の状況からしてもこの種事件は事実であったか、又は大体類似の事件が発生したものと推定される⁴⁶」。

3) 覚書の交換：「日西国交断絶の直接の原因」スペイン総領事館襲撃事件への「深甚なる遺憾の意」の表明

それでも日本側は、スペイン側による「遺憾の意の表明」の要求に対して、国交再開の交換公文とは別の公文による遺憾の意の表明を希望したり、「もしそれが事実ならば」という「留保を付ける」可能性に言及したりしている⁴⁷。日本側にとって総領事館襲撃事件は、1月4日に初めて提示されたものであり、「その前二ヶ月余に亘り話し合継続中、一度もメンションされたことがない」ため「日本側の方がむしろ驚いて直ちに調査を行った」と認識される事件であった。一方、これらの日本側の申し出を退けたスペイン側にとって、総領事館襲撃事件は「日西国交断絶の原因になったもの」で、国交再開の交換公文の中に「日本側が自発的に遺憾の意を表することは国交再開の絶対的条件」なのであった。

結局、「わが方としても、交換公文中に遺憾の意を表示する字句を入れることに大体同意する方向」に向かったと1月25日の文書に記されたのは、「本件

44 1952年2月13日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件について（回答）」（同上）

45 1945年4月12日須磨公使発、第257号「スペイン政府の対日断交発表に関する件」（同前、A' 7. 2. 0. 1）

46 1952年1月24日、「在マニラスペイン総領事館の被害に関する件」（同前、B' 3. 1. 2. 9-4）

47 1952年1月25日、「スペインとの国交再開に関する件」（同前、A' 7. 2. 0. 1）

が日西国交断絶の直接の原因であったことに鑑み」たからであった⁴⁸。最終的には、「関係資料は全然なかったが、客観的に見れば何等かこの種の事件が起こったものと考えられるので」として、遺憾の意の表明を日本側は受け容れた。それでも、国交再開と遺憾の意の表明を切りはなそうとの最後の試みがあったことが、つぎの記述から見てとれるが、スペイン側の固い意志に阻まれて断念したようだ。「本事件について遺憾の意を表明するが、国交再開とは別個にこれを取扱いたい旨主張したところ、先方はどうしてもこれを承諾しなかったので覚書中に入れることとした」⁴⁹。

「一般スペイン人の被害」に関しても、すんなり決着したわけではない。先述のように、はじめ日本側は「一般居留民の被害については覚書交換の際次官より口頭で遺憾の意を表明せんとのが方の提案」を出していた。これに対しスペイン側は「大臣自身これをなすべき」と主張し、さらに「被害の補償を将来研究する意思を併せ述べることを要求したため覚書交換が遅れていた」という状況であった。ところが、「二月八日に先方は口頭の遺憾の意の表明の条件全部を撤回し」とあり、その結果「二月一二日は単に覚書の交換が行われたのみであった」⁵⁰。スペイン側が急に「条件全部を撤回」したのは、総領事館襲撃の当日である2月12日に覚書交換を実行することへの、スペイン側のこだわりの結果であったのかどうかは不明である。

こうして「遺憾の意の表明」の問題は決着した。事件発生のちょうど7年目の1952年2月12日に日西両国は公文を交換し⁵¹、先述の通り、スペイン側覚え書きには外交関係再開後に「先の戦争中の日本軍占領期にマニラ及び他のフィリピン各地で発生した事件の友好的解決に向けて」「話し合う意図」が盛り込まれ⁵²、日本側覚え書き⁵³には1945年2月12日の在マニラ・スペイン総領事館事件に対し日本政府の「深甚なる遺憾の意を表明⁵⁴」するとの字句が入った⁵⁵。

48 同上

49 1952年2月14日、政策四第三号、吉田大臣発、在マドリッド矢口所長宛、「スペインとの国交再開に関する件」(同上)

50 同上

51 1952年2月12日、電報第912号、吉田大臣発、在マドリッド矢口所長宛、「スペインとの国交再開の件」、および、同日、情報文化局発表、「スペインとの国交再開の件」(同上)

52 1952年2月12日、「覚え書き」、フランシスコ・J・デル・カスティーリョ (Francisco J. del Castillo) スペイン外交代表より吉田茂外務大臣宛。(同上)

「深甚なる遺憾の意」の表明を実現させた要因は、何であったのか。交渉経過からわかるのは、まず、スペイン側の固い意志と在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件のインパクトの大きさである。さらに、スペインが中立国であったことや、スペイン側被害の大半がマニラ戦に集中し、「約一万名の日本軍が約二週間の内に殆ど全滅」し「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」という戦いの最中であったというような事情に拠るところも大きい。

いずれにせよ、ここで日本側が、交換公文により国交回復後スペイン人の被害に関して交渉に応じることを約束し、スペイン総領事館襲撃事件について遺憾の意を表明したことは、この後の交渉で常に参照され、交渉を方向づける役割を果たしていくことになる。

4. 「対日請求権問題」：「マニラ戦の被害をいかに算定するかにかかっている」

サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月28日、日本はスペインとの国交を回復し、スペインとの交渉の焦点は「対日請求権問題」に移った。ここでは、個人補償実現までの交渉過程を見ていこう。

1) スペイン総領事館「外交官」被害を「他と切り離して先に」：「モラル」の問題」、「差別待遇」

まだスペインから公式に交渉要求が来ていなかった1952年8月末に、まず動いたのは日本側であった。スペイン総領事館の被害者の中で「外交官として取

-
- 53 1952年2月12日、「覚え書き（英文）」、吉田茂外務大臣よりフランシスコ・J・デル・カスティージョ（Francisco J. del Castillo）スペイン外交代表宛。（同上）
- 54 1952年8月29日提案、9月5日決裁、「高裁案 マニラにおけるスペイン国外交官殺害事件に関する弔慰金支出の件」（同前、B' 3. 1. 2. 94）
- 55 日比関係から日本軍の戦争犯罪をみる永井によると、この時期は、日本政府にとって「デリケートな問題」であったフィリピン戦犯問題の転機である。フィリピンでの対日戦争裁判（1947年8月から49年12月）の死刑囚79名のうち17人の処刑が1948年8月から1951年1月に執行されたのち、2月には賠償を要求してきたフィリピンの「反日感情」を知る日本政府は、フィリピンに「誤解」されないよう「慎重姿勢」をとっていたが、講和間近の1952年2月になると外相が戦犯への「同情」を語り、講和条約が発効（同年4月28日）すると、日本国内では戦犯を「戦争犠牲者」とみて同情を寄せるムードが広まっていた。（永井均、2013、『フィリピンBC級戦犯裁判』、講談社選書メチエ、pp.183-190）

扱うことが妥当とみなされる」書記生と館員の二名だけを「他と切離して先に扱う」ことにして、この二名への「弔慰金支出」は、同年9月5日に決済を得て、早々と予算が確保されている⁵⁶。提案理由は、「同じマニラにおける中華民國総領事等殺害の損害補償⁵⁷が近く取り上げられることになったのに鑑み」とある。

ところが、これに対してスペイン側の反応は、「喧しく云ってくる一般被害者の問題を後にするのは「モラル」の問題であるのみならず、政府が役人だけを先に保護して差別待遇を行うとの感じを与えることになり、之は政府の政策として甚だ面白くない」ので、「同意しかねる」というものであった。これに対し日本側は、「某国外交官」の同様のケースでは「一般の補償問題と切離し解決済み」であり、スペイン外交官の件についてもその際に一定金額を特別留保してあるとまで示唆している。それでもスペイン側の意見は変わらない⁵⁸どころか、「従来主張を一層明確に且つ強く主張して外交官先議に反対の趣旨を重ねて明らかにした」という。そこで日本側は「折角予算上の御配慮を得たことではあるが、本件は一般案件と同時に解決する」ほかないと断念した⁵⁹。

この一連の経過は、中立国であったかどうかを問わず戦後補償の経過が互いにかなり連動していたことを示している。この経緯が何を意味するかについては、個別の研究成果に立ちながら、中立国もふくめた総合的な見地で検討する必要があるだろう。

56 同前

57 1942年マニラ占領直後に日本軍が中華民國の総領事ら8名の領事館員を殺害、1945年には北ボルネオで在サンダカン中国領事一名を殺害。日本と台湾の国民政府は1952年に日華平和条約を結んで国交樹立し賠償請求権は放棄されたが、平和条約交渉中に台湾は日本の自発的な対応を求め、これに応じた日本政府は1953年台湾政府を通じ弔慰金を支払った。総領事の遺族には9000ドル、在サンダカン領事の遺族には8000ドル、その他七名には各4000ドルであった（日本の戦争責任研究資料センター事務局、「戦争中の個人補償に関する日本外交文書」、『季刊 戦争責任研究 第44号（2004年夏季号）』pp.74-83、93）が、本件では「同地及びサンダカンに於ける中国外交官の例にならない被害者一名当り各一萬弗、計二萬弗の邦貨相当額を支出」と記載。（同上）

58 1953年3月12日、マ秘第81号附属 別添甲、「[イトラルデ] 政務局長との、マニラ事件、友好条約、及び文化協定に関する会議録」（同上）

59 1953年3月18日マドリッド発、第23号 岡崎大臣宛、洪澤大使発、「マニラ事件におけるスペイン外交官殺害事件に関する件」（同上）、なお「洪澤大使」の姓の漢字表記には、資料により「洪澤」「洪沢」があるが、以下本稿では「洪澤」に統一する。

2) 日西合同委員会：「100%日本側の責任」「50%日本側の責任」「無理なことを云うとの印象を与えぬ様日本側に対して凡て資料を示し公正な立場をとるに努めた点は之を認むべき」

スペインからの正式な要求は、1953年2月17日付口上書でもたらされた。日本側が要求額の根拠となる資料の提供を求めると、スペイン側は「三人の事務員が抱える程」の膨大な量の資料を示し⁶⁰、この資料検討のため、「西日合同委員会」設置を提案してきた⁶¹。しかし日本側は、補償問題で多数の国から「クレーム」の要求が来ているので「他国との振合い」から「スペイン丈けを切離して特別扱い出来憎い」、「現段階ではその時期でない」として、同意を渋った⁶²。

これにスペイン側は強く反論し、日西合同委員会設置を譲らなかった。論拠とされたのは、スペインの要求が通常の戦災補償とは異なり「国際法及び人類共同生活の原則の蹂躪行為」によること、旧交戦国間の問題とは何の関係もない「日西両国間のみの問題」であること、そして、マニラ戦被害発生当時スペインと日本は「正常且つ極めて友好的な関係」にあっただけでなく、「スペインは多数交戦諸国で日本のため利益代表を行っていた重要事実」があることであった⁶³。最終的に日本は、日西合同委員会を諮問的な性格で政府を拘束しない機関とするということで設置に同意した⁶⁴。

こうして日西合同委員会はマドリッドで開かれ、1953年10月22日の1回会合から⁶⁵翌4月13日第86回会合によって審議を終えるまで、精力的に活動した⁶⁶。

60 1953年2月23日、マ秘第51号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「「マニラ」事件の賠償に関する件」(同上)

61 1953年4月10日、マ秘第110号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件に関する混合委員会設置の件」(同上)

62 1953年5月26日、マ秘第145号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件の補償問題に関する件」(同上)

63 1953年6月18日、第59号、昭和二八 六一三九、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件の補償問題に対する西外務省よりの口上書に関する件」(同上)

64 1953年7月17日、第57号、洪澤大使宛、岡崎大臣発、「比島事件に関する日西合同委員会に関する件」(同上)

65 1953年10月21日、マ普通第272号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件に関する日西合同委員会に関する件」：スペイン側は大使と書記官の二名、日本側は在スペイン日本大使館員二名が参加。スペイン側アギラール大使は1946年初代フィリピン大使で、在任中の1946年に実施した被害調査が委員会の主要な資料となっている。(同上)

審議はまず物的被害から始められ、審議状況についてはその都度報告が出されている⁶⁷。これによると、物的損害検討に際して「被害原因の申告不十分なものについては交戦者間の責任を分担し、日・米各50%又は日・米・比各三分の一の責任」としたほか、基準を設けて要求額を削減している⁶⁸。

第85回会合では「人的被害」について審議され、死者330名、負傷者61名の件がとりあげられた。この審議の結果、死者の235名が「100%日本側の責任」、45名が「50%日本側の責任」と認定され、負傷者は42名が「100%日本側の責任」、11名が「50%日本側の責任」と認められたことが、110頁にわたる詳細な報告書に記載されている⁶⁹。

審議を経て洪澤信一大使が、「本使の見解」を付記していることが注目される。そこには、「委員会がパスした被害案件の大部分は公平な立場から見ると一応日本側の行為に起因すると認めざるを得ない。即ち被害の起こった場所、時日、原因等についての各人の申立てが共通して居る所が多いからである」とある。そのうえで大使は、「人道的見地から人的被害については成可く補償を厚くしたい」と希望し、「被害者側も躍起となって西当局に運動して居る」ことを指摘して、「日本側の誠意を示す」為にも早期の補償額提示を求めている。

- 66 1954年4月13日、第19号、昭和二九 四二二四、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件に関する日西合同委員会審議状況に関する件」(同上)
- 67 1953年10月30日、第107号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島問題日西合同委員会に関する件」:「物的損害より審査を開始し、週五回各一時間半を当て現在まで六回の会合により総計六五〇件中二七件の調査を終了」と記載。さらに1953年11月7日、マ秘第285号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件日西合同委員会審議状況報告(第一号)」:11月5日までの十回の会合の報告。スペイン側提出資料は「可成り詳細な記述」があり、「1946年3月25日の在マニラ西総領事館の公示に対して同年四、五月頃領事館に提出せられたもの」。(同上)
- 68 1953年12月1日、マ秘第315号、洪澤大使発、岡崎大臣宛、「比島事件日西合同委員会に関する件(第三号)」(同上)
- 69 1954年4月21日、マ秘第92号、重光大臣宛、洪澤大使発、「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件(第9号)人的被害について」:人的被害でスペイン側が提出した主資料は①在マニラ・スペイン総領事による被害報告(1945年11月7日提出。60頁余りの詳細資料)で、ほかに②総領事による死亡者リスト公電(1945年4月17、18日付。日本軍による殺害約140名、爆撃以外の原因による死者約40名)、③1946年4月総領事館の公示に応じて提出された本人や遺族による被害申告書、④「タバカレラ」会社が提出した従業員による被害状況報告書、⑤殺害事件に関する証言記録(スペイン人又はフィリピン人が総領事に行った)などがあった。(同上)

なかでも目を惹くのは、大使による最後の記述である。「何等反証となるべき資料を有さず」「八十数回の奮闘を続けた」日本側の二名の委員の「努力」への十分な「アプリーシエイト」を本省に願っているだけでなく、スペイン側を「無理なことを云うとの印象を与えぬ様日本側に対して凡て資料を示し公正な立場をとるに努めた点は之を認むべきであらう」と評価する文言が、わざわざ記されている⁷⁰。日西合同委員会の審議の一端を垣間見せる記述であるというだけでなく、洪澤大使がこのような文言を練って打電した意図からは、この委員会の審議が、担当した人びとにあたえたインパクトが思われる。

3) 合同事実調査会：「供述を警戒する念」と「フィリッピン人の讒言」「暴徒」「米軍の砲弾」から、「絶望的な、かつ異常な心理状態」へ

日西合同委員会の結果に基づいて、スペイン政府は1954年6月に正式な請求額を提示してきた。一方、スペインでの動きとは別に、日本側は独自の事実調査に着手している。その際、次のような困難に直面したと記録されている。クレームの大半は1945年2月のマニラ戦に関連するものであるが、「当時マニラ附近の戦に従事した日本軍人の殆どが戦死乃至は戦争犯罪人として処刑⁷¹」され、しかも、僅かな生存者がいても、「マニラ関係の旧軍人には未だ戦時中の事件に関する供述を警戒する念が消えず、証人を忌避する傾向」があって「適切な証人」を得るのに時間がかかった⁷²。しかも、こうした遅れは「スペイン側当局は我方調査の遅延について不満の色強く」という状況につながっていく⁷³。

このような状況で「合同事実調査会」が実施されたのは、ようやく翌1955年5月（第一回）⁷⁴、6月（第二、三回）⁷⁵である。この調査について見ていこう。

70 1954年4月19日、マ秘第89号、岡崎大臣宛、洪澤大使発、「比島事件日西合同委員会に関する件」（同上）

71 永井によると、対日戦争裁判での死刑判決は有罪の60%の79名であったが、刑が執行されたのはそのうち20%の17人とどまり、1953年7月に恩赦で終身刑に減刑されて日本に生還し、同年12月のさらなる恩赦によって特赦・釈放されている。（永井、同前、p.210）

72 1955年6月3日、欧米局第五課、「スペインの対日クレームに関する件」（同前）

73 1955年6月1日、第23号、昭和三〇 六七六五、重光大臣宛、洪澤大使発、「スペインの対日クレームに関する件」（同上）

74 1955年5月22日付文書、於外務省、「第一回合同事実調査会要旨（マニラ戦）」、（1956年1月19日 別添（二））（同上）

調査対象には「軍関係責任者」と書かれているほか、詳細は記載がない。調査方法については、「物的資料」もなく「直接間接にして生存しているものも皆無に近い」ため「作戦状況、一般治安状況を聴取し」「具体的損害事実の有無を推測」する方法をとったと記されている⁷⁶ものの、どのような状況を知る人物に、何人くらい聴取し、どのように推測されていたのか不明である。

第一回合同事実調査会ではマニラ戦について取り上げている。要旨報告文書でまず注意を引くのは、項目である。全五項目で構成されているが、「一、日本軍の兵力」「二、米軍の攻撃」でマニラ戦での戦力状況を概観し、そのあと「三、ゲリラ・暴徒の横行」「四、我が軍の軍紀」「五、フィリピン人の讒言」と続き、全五項目のうち二つがフィリピン人に言及するものであるからである。「三、ゲリラ・暴徒の横行」には、マニラ戦開始とともに蜂起した「フィリピン人のゲリラ」が「掠奪・暴行等をほしいまゝにした」とある。「五、フィリピン人の讒言」には、「当時の強い反日感情及び本人の利欲」から「平気で事実と反するような証言」をする「フィリピン人の讒言」によって、「一方的且つ出鱈目なもの」もあるのに、「明らかに米軍の砲爆撃」によるものが日本軍による破壊とされ、金銭目当てに「日本軍により殺害」と「申告」する等が、「戦犯裁判」で起こったとされている⁷⁷。ここには、フィリピン人への強い不信がうかがえる。

「四、我が軍の軍紀」では、日本軍による「掠奪暴行」と「一般家庭の破壊放火」について説明がある。日本軍は「極めて貧弱な装備」であったので「劣勢を補うべく軍紀の厳正保持に留意した」、圧倒的優勢の米軍に抵抗していたので「掠奪暴行を加える余裕も意欲もなかった」と、気持ちのあり方を理由にこれらが日本軍の行為であることを否定している。また、「少なくとも1945年二月中旬までは殆ど発生しなかった」とあるが、「1945年二月中旬」の根拠や、その後については記載がない。また、日本軍による破壊は「作戦の必要上」「極めて限られた特定建造物」であり、「一般家庭の破壊放火などは全然発生し

75 1956年6月20日、21日付文書、「第二、三回合同事実調査会要旨」、(同上別添(三)) (同上)

76 1955年6月29日付文書、「在比島スペイン人の被害に対する補償問題」(同上)：わが方の調査は「当時の軍関係責任者にして生存している者又は、身をもって戦線を離脱した者から作戦状況、一般治安状況を聴取し」「具体的損害事実の有無を推測」する方法に拠った。

77 前記1955年5月22日付文書、「第一回合同事実調査会要旨(マニラ戦)」

ていない」うえ、スペインなど「中立国人一般の生命・財産の保証」には「厳重に注意するよう末端まで指令が行き渡っていた」とあるが、「指令」が実行されたとする根拠や検証については説明がない。

「第二、三回合同事実調査会要旨」でも、人的損害も物的損害も米軍の爆撃とフィリピン人暴徒によるという基調は、第一回と同じである。新たに「住民の退去命令」、「日本軍による接收・徴発」の項目が加わり、海軍が「戦争直前」に「一部地区」で避難命令を出していたとの記載や、接收・徴発では「正当なる補償措置」がとられ「特に開戦当初においてはすべて補償済みのはず」との記載がある。ただし、現実に補償が実施されていたのかについての説明はない。

個別の人的損害では、在マニラ・スペイン総領事館襲撃について、「2月12日頃総領事館附近の治安は十分保たれており、まして中立国人の生命財産の保護については特に注意するよう末端まで司令が徹底していたので、白昼堂々と日本軍が放火殺人をやったとは考えられない」とある。イントラムロス・サンチャゴ要塞の事件について、「米軍の砲撃による死亡者の遺体を日本軍が防空壕等に集めて埋葬したため、これが戦後発掘されて日本軍による集団虐殺と誤認されるに至ったものではないかと考えられる」との見方が示されているが、そう推測する根拠や説明は書かれていない。

これらから、どのような「具体的損害事実の有無を推測」したのだろうか。上記「第二、三回合同事実調査会要旨」の直後に出された「在比島スペイン人の被害に対する補償問題（1955年6月29日付）」は、これまでの全ての経緯の記載とスペイン側要求の分析の上に立って、「わが方の査定方針」の基本と査定額の案を具体的総合的に示した重要な文書である。このなかに「わが方の調査」との項目で「軍関係責任者につき調査した結果、明らかにされた状況」の記載がある。これが、上記三回の「合同事実調査会」から導かれた解釈であり、「わが方の査定方針」を練りあげる根拠になったと考えられる。

「(4) マニラ防衛部隊は視界清掃のため不要の民家、倉庫等を焼却し戦闘に入ったが、勝敗の数は最初から明らかであり、死を目前にして絶望的な、かつ異常な心理状態にあった。

(5) 日本軍の秩序は戦争の進行とともに失われ、又比島人がにわかに敵対的行動に出るに至ったため、異常な心理状態は一層昂進し、平常状態に

おいて想像し得ない行動があったことは充分考えられる。」

「事実調査会」で述べられたであろう内容を、そのまま事実判定の材料としてはいけないことがわかる。むしろ証言から、「勝敗の数は最初から明らか」で「死を目前にして」いたという「状況」を拾い出し、そこから日本兵士の「絶望的な、かつ異常な心理状態」を「推測」している。それだけでなく、さらに日本兵たちを追い込む作用をもった「比島人がにわかに敵対的行動に出るに至った」という「状況」にまでていねいに目を行き届かせていることが、印象的である。事実調査会で、「軍関係責任者」には「ゲリラ化したフィリピン人暴徒」と見え、そう証言したのであろう、その証言の意味をむしろ、「異常な心理状態は一層昂進し、平常状態において想像し得ない行動があった」との、日本兵の心理を「推測」する鍵を提供するものととらえている。この視点は、(4)に加えて(5)に書かれた「状況」を拾い出すことなしには、見えてこない。こうして文書は、「事実調査」の要旨報告文書の関心からは抜け落ちていたようにみえる、現場の日本兵士たちの心の現実に近づこうとこころみただのたといえる。

4) 「わが方の査定方針」と「水掛け論」の日西会議：人的被害は全て「要求をそのまま認め」、物的損害は「大幅に圧縮」

上記「状況」を「推測」した1955年6月29日付文書は、さらに「わが方の査定方針」の提案へと進んでいる。人的損害の殆ど全部、物的損害の大部分はマニラ戦中に発生しているのだが、人的損害は333件「全てについて先方の要求をそのまま認め」、物的損害は「大幅に圧縮」し、マニラ戦中の物的損害は「戦闘行為中の損害であるとの立前」から「要求額の30%程度」、その他比島各地での物的損害は「信憑性」や「疑義」を「立前」にして「要求額の60%程度」を認めるといっているのである。

この査定方針には、どのような意図があったのか。「スペインの対日クレームに対する補償額の査定」(1956年3月7日付⁷⁸⁾)には、つぎのような説明がある。人的損害の333件については、「日西混合委員会」の検討で「すべて日本軍の不法行為によるもの」との結論に達し、その後の「我方の事実調査の結

78 1956年3月7日付文書、欧米局第五課、「スペインの対日クレームに対する補償額の査定」、上欄外に「大蔵省提出用」との記載あり。(同上)

果」でも、「在マニラスペイン総領事館の襲撃事件を始め各件について先方の主張に高度の信憑性を認め得る」にいたったと、まず明確に認めている。そして、「先方の主張を反駁することが至難」であること、「交渉上のタクティックとしても人道的見地に立」てること、また「比較的要求額が少な」いこと、さらに「スペイン政府が最も重要視」していること等を理由として、「人的損害を全面的に認めることにより、物的損害を大幅に削減」させるべく交渉することが「有利」であるから、「原則的にわが方の責任を認めることとする」という。補償額については、「被害者の中に多数のカトリック神父及び在マニラスペイン総領事館員等が含まれていることを考慮」し、「全面的に日本側の責任が認められる二七七件」と「其の他の五六件」に分けながらも、合計して「先方の要求額のほぼ100%を補償⁷⁹⁾する」というのであった。

問題は、どのようにして物的損害補償額の「大幅削減」を実現するかであった。マドリードで、スペインの正式要求を検討する「日西会談⁸⁰⁾」が開催されることが決まり、日本側はこの査定方針に基づいて会談に臨むことになった。この会談はどう進んだのか見ていこう。

まず、日西会談に先立って、本省から在西大使宛てに、物的損害を「大幅削減」するための交渉「方針」が示す文書が送られている⁸¹⁾。文書は「日西混合委員会」の「議事に拘束されるものではない」との「建前を堅持」するよう念押ししたうえで、物的損害について再検討し、「根本においてこれらの大部分については補償支払い上わが方は責任を負いえない」と主張に沿って、「しか

79) 査定額は、「被害者の中に多数のカトリック神父及び在マニラスペイン総領事館員等が含まれていることを考慮し、全面的に日本側の責任が認められる二七七件に対しては、昨年春妥結した対スイス補償の場合（死者一名あたり一六、〇〇〇ドル、重傷者六、四〇〇ドル）を参考として、死者一名あたり七、〇〇〇ドル、同未成年者三、〇〇〇ドル、廃疾者五、〇〇〇ドル、負傷者一、〇〇〇ドルと査定し、其の他の五六件については右額のそれぞれ五〇%を当て、合計一八〇万四、〇〇〇ドル、すなわち先方要求額のほぼ一〇〇%を補償することとする」。(同上)

80) マドリードで四回開催。スペイン側はアギラール大使とアラネギ経済政策局次長、日本側は洪澤大使と服部書記官が参加。(「日西会談」の各報告文書による。第一回1955年12月27日、第二回1956年1月14日、第三回1月18日、第四回1月24日。この他「服部・アラネギ会談」を1月9日と20日に開催)

81) 1955年10月31日電信、欧亜五第94号、在スペイン洪澤大使宛、重光大臣発、「スペインの対日クレームに関する件」(同上)

るべく相手側を説得されたい」と指示している。その際の根拠は、「中立国人の戦争損害に対する国家の責任」についての「国際法上の一般原則」である。この原則によると、「戦闘地域内における直接間接の戦闘行為による場合」は交戦国に損害補償の責任はなく、「戦闘行為以外の場合」でも、「不法行為が存在したことが明白に立証される場合にのみ」損害補償の責任がある。そのため、スペインが日本の責任を主張するには、損害発生が「日本軍の行為」によることや、「国際法規に違反」するものであったことなどを、スペイン側が立証しなければならない。

日西会談では、日本側がまず、「アトロシティーに基く人的被害の件については比較的容易に解決し得る」が、「物的損害は多岐に亘り」主張に開きが出ると、人的損害と物的損害に線を引いた。ここで、人的損害と物的損害を分ける根拠に「アトロシティー」を挙げていることが注目される⁸²。そして日本側は、物的損害をマニラの「戦場化」による「戦闘行為の結果」であると主張した。「損害が火災に基く」としても、それが「日本軍のおこしたもの」だとしても、その火災が「不法」に起した火災かどうかは「大部分について全く立証されていない」ため「日本側に補償の責任なし」というのである。しかしスペイン側は、日西合同委員会で「不正行為に基つかぬ事件は全く除外してある」と、納得しなかった。

そこで、大使をはずした予備会談（「服部・アラネギ会談」1956年1月9日）が開かれることになった。ここでスペイン側は、「責任なしと思われるもの」は除外したことを再確認し、「当時マニラにおける日本軍は混乱状態に陥り、命令も徹底しなかった模様」など当時の状況を「種々の例」を引いて説明し、「不当な行為が行われた」「事実」を強調した。またそれだけでなく、「一件々々掘りかえしていけば半年以上かゝる」、「補償金額も差程多大ではな」い、日西関係を「親善に導きうる」、さらに、「日本政府が既にスイスとの補償問題を解決した」などの理由を挙げて、「政治的」早期解決を提案した。

これに応じた服部書記官の「かゝる不愉快な問題を早期に解決することは全く同意だが、我々二人に与えられた任務は、責任の帰属を検討する技術的事実なので」との返答には、「一件々々掘りかえしていけば」とのアラネギ発言と共有されるような徒労感さえうかがえる。それは、二年前に同じマドリードで

82 1955年12月26日、マ秘第386号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島クレームに関する件」（同上）

「週五日間各一時間半」総計約「六五〇件」⁸³におよぶ分厚い書類を精査した日西合同委員会の精力的な活動が、前述の洪澤大使による「本使の見解」からもわかるように、スペイン側の熱意だけに拠っていたのではなかったからだろう。

このような日西会談でのスペイン側の反応に対して、本省から、「対スイスクレーム」の経緯（1月20日に回答送付⁸⁴）文書、および「事実調査の概要」と題された文書⁸⁵（かつての「合同事実調査会」要旨文書⁸⁶が添付され）がマドリードに送られ、立場補強がはかれている。

この「事実調査の概要」文書の特徴は、先述の1955年6月29日付文書が「推測」したような「状況」解釈の視点がないだけでなく、日本軍の責任否定と住民の自己責任強調が見られることである。まず物的損害については、損害を「米軍爆撃」やフィリピン人「ゲリラ・暴徒」の責めに帰す一方で、日西会談でスペイン側が問題にした「日本軍の軍規」について「厳正」で中立国民への生命・財産保護指令は「末端に至るまで徹底」され、「日本軍による接収、徴発」は「現地ですべて補償」済みと断定し、日本軍の責任を否定する観点が強められている。また人的損害については、日本軍の劣勢を「熟知」し「極めて短期間のうちに日本軍の敗北により戦闘が終結」との「観測」から、住民の多くが「自己の意思に基き市中に残留」し、また、「ゲリラ化したフィリッピン人暴徒による被害をおそれて市中を離れず、米軍の砲爆撃を避ける機会を自ら失った」として、住民の自己責任を強調されている。

しかし日西会談で、スペイン側は「現に日本側がスペイン人を殺戮し日本政府もこれに対し責任を認めているではないか。同様の事情の下に行われた物的損害については責任がないとゆうのは納得出来ない」と、日本側の人的損害と物的損害の扱いのあいだに存在する矛盾を突いてくるようになる。しだいに

83 1953年10月30日電信、第107号、岡崎大使宛、洪澤大使発、「比島問題混合委員会に関する件」（同上）

84 1956年6月29日、欧亜五第46号、在スペイン与謝野大使宛、重光大臣発、「スペインの対日クレームに関する件」の文書中に、「対スイスクレームに関しては昭和三十一年一月二十日付欧亜五第四号往信及び附属をもって通報のとおりであるが」とある。（同上）

85 1956年1月10日、欧米局第五課、「スペイン対日クレームに関する事実調査の概要」（1956年1月19日、マ極秘第14号、別添（一））（同上）

86 第一回は1955年5月22日付、第二、三回は6月20日、21日付。

「討議は感情的」にさえなって、「事実の認定について双方水掛け論となり結論を得ず」という状態に陥っていく（第三回「日西会談」1956年1月18日）。一方、スペイン側はくりかえし政治的解決を示唆してくるのであった。

結局日西会談は、「戦闘行為による損害であるか不法行為による損害であるか」で「意見対立のまま」四回で終わった⁸⁷。

5) 日西親善と「円満解決」:「この辺で政治的解決に赴くのが良策」「責任をわが国が負うべきであるとの考えを国内に適用せしめることは不可能」

日西会談で日本側とスペイン側が対立を深めるのを見て、在マドリード・洪澤大使が意見を具申して軌道修正をもとめた。大使は、「今日までの会談を通じて得た印象」として、「政治的解決」を強く示唆する自らの見解を本省に送っている。そのなかで大使は、「マニラ事件に関する会議では相当云い合いはあったが、先方として特に意地悪い態度に出たことはない」とわざわざ説明し、討議が「感情的」にさえなった背景には、かつての日西合同委員会の「審議を蒸し返し一つ々の案件を繰返し討議」することに対しての、スペイン側の納得しかねる「気持ち」があったことに触れている。これは、かつて日西合同委員会を支え、力を尽くした大使自身の経験と無関係ではないだろう。

それだけでなく大使は、「秩序立ってことを取り運ぶことは不得手」で「ともすれば感情的」になり「体面を重んじ自己の言い分はなか、撤回しない」スペイン人の「性向」にまで触れて、「これ以上当方が一つ々の件に当り重箱の隅をほじるような細かい穿鑿をする様なことになっても、解決に資する処はない」と直裁に述べている。そして、「現場の事情に対し兎も角も証人を持つのは先方」であり、「資料不備の点は多少見過しても、この辺で政治的解決に赴くのが良策」として、「データについて十分掘り下げ」ることよりも、補償金額の「数字」交渉に入ることを提言したのである。

このあと日本は「政治的解決」へと向かっていく。そこには、上記のようなスペイン側の状況だけでなく、当時の日本の社会状況に対するつぎのような認識もあった。「わが国が加害者であると信じる余地のない事件」であっても「わが国が何らかの責任を負うこと」は「少なくとも国内的には承認される可能性が全くない」。「責任をわが国が負うべきであるとの考えを国内に適用せし

87 1956年3月5日、欧米五課、「スペインの対日請求権問題の経緯」（同上）

めることは不可能な事情にある⁸⁸」。

そして、つぎのような点があげられて、日西親善の観点による早期解決の必要性が強調されていく。(1)「現在わが国の対西関係は、本件未解決のため、すべて円滑を欠き」「先方は先ずクレーム問題の解決をほのめかし」てくること、(2)「日西関係を親善に導きうる」こと、(3)スペインは第二次世界大戦争中日本の「利益代表」をつとめた「友好国」で「対日感情は良好」だが、「感情的」な国民性からして「万一本件がつまづけば、逆に反作用を起こす可能性が充分にある」こと、(4)対西関係は「中南米諸国」にも連動し「軽視し得ない」こと、(5)同種クレームであった「対比戦債が解決」した等⁸⁹である。

最終的に、スペインが額面と条件を受け容れたとの報が入ったのは1956年12月17日であった。こうして、「スペイン国民が蒙った人的及び物的損害」に対して、「総額五五〇万ドル」米貨に相当する金額を日本が「スペイン政府を通じて被害者に支払う」ことで、両国は合意した。ようやく戦争中からの「懸案」は「円満解決⁹⁰」を見た。翌1957年1月8日に公文が交わされ⁹¹、2月19日に支払いが実行された⁹²のである。

5. おわりに

本稿では、日本の外交史料館所蔵の公開資料から読みとれる、第二次世界大戦の戦争被害をめぐる日本とスペインの国交回復交渉、及び「対日請求問題」交渉過程を明らかにした。

88 1956年6月29日付電信、重光外相発、在スペイン洪澤大使宛「スペインの対日クレームに関する件」(同上)

89 1956年7月27日、在スペイン与謝野大使発、高崎外相宛「スペインの対日クレームに関する件」(同上)

90 1956年12月18日付電信、在スペイン与謝野大使宛、高橋大臣発「スペインの対日クレームの件」(同上)

91 1957年1月8日交換公文、「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とスペイン政府との間の取極」、[A-S38 (2)-190]、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 \(2\)-190.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 (2)-190.pdf) (2011年12月6日閲覧)

92 1957年4月16日電信、第584号、大蔵省理財局長宛、欧亜局長発、「スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインとの間の協定に基く賠償金の支払に関する件」(同前)

わたしは1990年代に、中高歴史教員として「ヨーロッパ及び世界の他地域でもみられる「過去の克服」問題の前景化⁹³」に遭遇した。20世紀末から21世紀初めの「経過を見る限り、日本社会はまたしても、名乗り出てきた被害者たちの訴え、戦争責任と植民地支配責任の根本的な見直しを要求する声に、応答することに失敗していると言わざるをえない」と高橋がいう状況に触発されたわたしは、スペインをフィールドにこの問題を考えはじめた⁹⁴。本稿は、わたしのこのような取り組みの一部として、日本の戦後処理に関わる中立国の例を提供し、グローバルな「過去の克服」問題に資することを意図している。

最後に、今後必要な研究として、他国との関連およびスペイン側の歴史的文脈、「知らなかった日本の戦争」と心の現実およびそこへの接近、戦争責任問題が提起する方向についてなど、わたしの問題関心にそって述べておきたい。

日本の「中立国の対日クレーム」処理は、「(1) 先ず平和条約にもとづく条約上の義務を履行し、(2) 戦後債務処理(対米)、(3) 中立国を含む諸国からの請求権の処理、のプライオリティ」、および「賠償其他の条約に基づく financial obligation の見通しをえ、かつ各国からクレームが出尽し財政負担の全貌が明確になるまで待つ」との「事務処理方針」に基づき、全体の進展状況と連動していた⁹⁵。この連動の一例が、4. (1) でふれた「中華民国総領事等殺害の損害補償」との関連である。

永井は、「対日賠償請求権を放棄⁹⁶したことによって生じた、個人被害に対する補償問題の試金石」であったこの中華民国のケースが、外交官に限定した「差別的な被害救済と引き換え」に同国の他の多くの被害救済の道を閉ざ

93 高橋哲哉、2002、「<歴史認識>論争とは何か?」、高橋哲哉編『<歴史認識>論争』、作品社、pp.1-4

94 修士論文：荒沢千賀子、2011、「スペインで革命・内戦・独裁期弾圧の過去と向きあう—あるアストゥリアス女性の生活史のこころみ—」、一橋大学大学院社会学研究科(未公刊)

95 1954年10月14日と推定、欧米局第四課作成文書、「欧四関係 各国別対日クレーム処理状況」：各国別クレームの内容を略述し一覧表にしている。「いつまでも解決を遅延するのは不当であるとの気運が関係国に高まりつつあり」との懸念を記載。(日付はないが、一覧表に昭和54年10月14日の記載)

96 戦後、冷戦を背景に連合国はサンフランシスコ講和条約で原則として日本への賠償を放棄。中華民国も日華平和条約で賠償を放棄した。

し、「歴史問題にふたをし、戦争被害をめぐる個人救済の道を閉ざすしくみをより強固にした」ものであり、「むしろ「過去の蟠り」の火種をのこす結果をもたらした」と結論する⁹⁷。では、日本側がスペインに同様の提案をした意図は、個人補償の抑制にあったのだろうか。だが、スペインからは中華民国とまったく反対の反応を得た。これは何を意味しているのか。中華民国とスペインのケースの運動はさらなる検討を要するが、中立国であったためにスペインは賠償問題への立場⁹⁸が中華民国とは異なっていたことに加えて、戦後の国際関係と当時のスペインの政権との関わり、とくに冷戦及びアメリカとの関係を見る必要がある。

本件で日本が交渉したスペイン・フランコ政権は、第二次世界大戦と冷戦という二十世紀世界史と深く関わって生まれ、生き延びた政権である。第二次世界大戦直前の複雑な国際関係と独伊の軍事支援が1939年スペイン内戦での反乱軍勝利とフランコ政権成立に与ったことは知られている。大戦でフランコ政権は中立の立場を取った⁹⁹が、大戦後国際社会から孤立して¹⁰⁰「緩やかな外交的経済封鎖」のもとにおかれ、「飢餓と苦難¹⁰¹」にあえいだ1940年代は「配給品でさえ受け取れない飢餓の時代と記憶され¹⁰²」る。これを救ったのは冷戦であった。アメリカは反共のために対スペイン政策を転換し¹⁰³、スペインは国際社

97 永井均、「日華平和条約の裏側—日本占領下フィリピンにおける中国外交官殺害事件の顛末」『季刊 戦争責任研究 第46号（2004年冬季号）』pp.67-79

98 本稿で検討した外交資料には「賠償」と「補償」の用語が使用されている。安藤は、サンフランシスコ講和条約の諸規定でも「賠償 (reparation)」「請求権 (claim)」「補償 (compensation)」「責任 (liability)」などの用語が用いられ、しかも用語間の相互関係が必ずしも明確ではないという（安藤仁介、2016、「総論 第二次世界大戦の賠償・請求権処理」、『日本の国際法事例研究（6）戦後賠償』、ミネルヴァ書房）。詳細には立ち入らないが若干整理すると、「賠償」は、国家間の問題と認識されてきたが、冷戦終結や民主化の進展で、戦争責任や植民地支配責任に関して国家は個人に「補償」すべきとの考えに発展している。清水によると、「賠償概念」についても第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約以後、「賠償義務の発生根拠」を「敗戦それ自体」に求める「償金」「軍事賠償金」から、「賠償すべき損害もしくは損失を生じさせた責任の有無」に求める「賠償」へと変わった。すなわち「戦後賠償」とは、「戦争処理の一形態としての交戦国の一から他に対して為される価値の移転」で「不法行為」を根拠にするものである。この点で、「戦後補償」が「戦前もしくは戦時中」に「不法であると否とを問わず」、「故意であると過失であるとを問わず」国家権力やその保護を受けた民間団体の業務の結果に対する「被害者個人」に対する「被害回復措置」であるのとは異なっている。（清水正義、2008、『戦争責任とは何か 東京裁判論争をめぐる50問50答』、かもがわ出版、pp.88-98）

会に復帰した¹⁰⁴。こののちスペインはめざましい高度成長をとげた¹⁰⁵。

本件は、こうした当時のスペイン史独自の文脈との関連でも考察される必要がある。これに関してさらにいえば、国際企業フィリピン総合タバコ会社（タバカレラ社）¹⁰⁶と政権の関係からも検討する必要がある。例えばスペイン側が、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件を当初ではなく、交渉が思わしくなくなった時点で持ち出したことや、日本側の外交官補償先決提案に応じようとしなかった意図に、民間の損害へのこだわりを見ることも可能である。日本側も「物的損害中の大口は「タバカレラ」会社の分である。之に対する処理振り如

- 99 成立翌月に国連を脱退したフランコ政権は、大戦勃発当初は「中立」、翌年「非交戦国」を宣言し、独ソ戦が始まると義勇兵「青い師団」を送ってソ連と交戦し、枢軸国への便宜を提供した。連合国が優位に立つ1942年末からは姿勢を変え、1943年には「中立」復帰を宣言して「青い師団」撤退に着手し、しだいに連合国寄りへと軸足を移した。ロダオは、対日断交の際フランコ政権が対日参戦の可能性をさぐったという。（フロレンティーノ・ロダオ著、深澤安博訳者代表、八島由香利他訳、2012、『フランコと大日本帝國』、晶文社）
- 100 国連は、第一回総会（1946年2月）で非難決議、第二回総会（同年12月）で排斥勧告を決議。
- 101 楠貞義、ラモン・マタメス、戸門一衛、深澤安博、1999、『スペイン現代史一模索と挑戦の120年』、大修館書店、p.216。この「自給自足（アウタルキー）時代（1939年から51年）」には「農業の回復がはかどらないために1950年代半ば近くまで深刻な食糧問題に悩むことになる」。(p.166)
- 102 「疑いもなく独裁がもたらした」この飢餓のもと、「パンの配給制は52年3月まで続いた」。(関哲行、立石博高、中塚次郎、2008、『世界歴史大系 スペイン史2—近現代・地域からの視座』、山川出版社、p.172)
- 103 アメリカはスペインと軍事協定を結び、スペインによる軍事基地提供と引き換えに経済援助を行った。
- 104 国連は1947年11月に非難決議を取り下げ、1950年11月には排斥決議を撤回。1955年にスペインは国連加盟。
- 105 楠によると、フランコ政権を支えたのは、軍部、教会、大土地所有者や、「二〇〇～三〇〇家族」から成る金融・産業ブルジョアジーで、適切な政治的・制度的紐帯の役割を果たすべきりべラルなブルジョアジーの未成熟が内戦をもたらした根本にあった。アウタルキー・統制経済を脱したスペインは対外開放・自由化政策に踏みきり、1965年から10年間で所得倍増の高度成長を達成し社会構造が急速に変化して、新中間層が勃興する一方でフランコ体制を支えていた大土地所有者や一握りの金融・産業ブルジョアジーは政治的経済的影響力を失い、軍隊の近代化・専門職化、社会の世俗化と相まってフランコ体制は内部から瓦解する方向へ向かう。（楠貞義、1994、『スペインの現代経済』、勁草書房）

何に拠って補償額は大幅に動く。会社側は当国外務省に対して種々運動していた模様である¹⁰⁷、「被害者中のあるもの特にタバカレラ会社は当国政府と密接な関係があり、之が政府当局をつつついているものと推定される¹⁰⁸」などを見ていた。アメリカとの関係からタバカレラ社にとっては、日本からの補償実現と被害の認定は、「対日協力企業」との見方を払拭し、戦後復興資金を獲得する重要な課題であった¹⁰⁹が、これは当時経済苦境にあったフランコ政権とどう関わるのだろうか。研究の進展が待たれる。

なお、大戦中のスペインの立場に関連して、交渉のなかで日本側が「国際法上の一般原則」として「中立国人の戦争損害に対する国家の責任」に言及したことに附言しておく。これは森田のいう、「戦争の局外にとどまるかわりに、交戦者間の敵対行動により生ずる一定の負担を甘受すべき」との、中立国の権利と義務に関する中立法にかかわるが、20世紀初め以降の戦争違法化の流れは「中立法の継続的妥当性は疑問視され、その適用範囲を狭めようとする傾向¹¹⁰」を生み、中立国概念は動揺していた¹¹¹。日本側の議論はこうした背景で持ち出されたものであることに留意すべきだろう。

戦後日本の「戦争責任という難問」に応える作業が「わたしたちの歴史観を深め、鍛えていく」と清水はいう¹¹²。アジアから出された「一つ一つの補償要求から、私たちの知らなかった日本の戦争が見えてきた」という内海は、「問

106 スペインでのタバコ専売廃止後の1881年に創立された、バルセロナに本社を置くスペイン企業。日西委員会でのスペイン側資料提供源のひとつであり、従業員に提出を求めた戦争被害申告書を含めた膨大な未整理の会社資料がカタルーニャ・ナショナル史料館 (L' Arxiu Nacional de Catalunya (ANC)) に保存されている。ロダオは米西戦争後にスペイン系企業などがフィリピンで生き延びた要因を分析しているが、タバカレラ社をそうしたスペイン系巨大企業の筆頭にあげている。(Rodao, Florentino, 1999, *LAS COMPAÑÍAS ESPAÑOLAS DESPUÉS DE LA REVOLUCIÓN FILIPINA*, en *1898: España y el Pacífico. Interpretación del pasado, realidad del presente*, Madrid, Asociación Española de Estudios del Pacífico, 1999, pp.557-566)

107 1954年4月19日、マ秘第89号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会に関する件」(同前)

108 1955年4月18日、マ秘第99号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島事件補償問題に関する件」(同上)

109 フィリピン総合タバコ会社の社史にLa Compañía ¿fue colaboracionista? 「当社は対日協力企業であったか?」との項。(Emili Giralt Raventos, 1981, *La Compañía General de tabacos de filipinas 1881-1981*, Barcelona, p.202)

われていたのは、日本政府だけでなく、事実を知ろうとしなかった私たちであり、私たちの歴史認識ではないのか」と自問する¹¹³。

本件の交渉経過で注目されるのは、日西合同委員会が開催され、そこで日本の責任をめぐってスペイン側の資料に基づいて両国委員が審議したことである。「わが方の査定方針」提案文書に記載された「異常な心理状態」との解釈には、日西合同委員会で日本の責任をめぐる真剣な審議が精力的に行われたことと、そこでのスペイン側資料の量と質が影響しているのではないだろうか。「三人の事務員が抱える程」の膨大な量の資料は、まだ記憶の生々しい被害発生翌年に現地フィリピンで収集された。そのうえ、日西合同委員会のスペイン側代表委員は、当時この資料を収集した当の初代フィリピン大使であった。このような委員がともに、分厚い資料約650件を八十数回にわたって一件ずつ精査していった。ここで日本側委員が向き合ったスペイン側資料は、現場への具体的な視座において、「事実調査」の要旨報告文書とは大きな落差があっただろう。このとき審議を通して日本側委員に培われた何らかの現場への視座が、現場で具体的に何が起こったのかを問い、戦場の兵士個人の心の問題を「推測」する

110 森田によると、国際法上「戦争の非当事国（中立国）をめぐる権利義務の総体」が中立法であるが、「中立法の適用範囲は、その確立時期とは著しく変容を遂げた国際環境の中で改めて確定される必要がある（p.137）」。「なかでも、中立義務違反に関して議論がわかる問題は、参戦せずに交戦国の一方の側を支援するアメリカやスペインなどの国が第二次世界大戦中に登場したことであり、「中立以外の新たな地位として「非交戦国」というカテゴリーが議論され始めた（p.140）」（森田桂子、2005年3月、「武力紛争の第三国に対する武力行使の正当性」、『防衛研究所紀要第七巻第2・3合併号』、p.137）。和仁は、1940年6月のスペインの「非交戦状態」の宣言は、「スペインが戦争に無関心でないことを政治的メッセージとして示す」ための政治的概念で、法的地位を示す概念として使われたのではなかった（pp.222-223）。そもそも、歴史研究にもとづくと、議論の前提とされる中立国の「義務」とは、「戦争に巻き込まれない権利を享受する」ための「条件」として「差し控えるべきこと」であったにすぎず、それに反する行動が「国際法上禁止」されていた訳ではないという（pp.245-247）。（和仁健太郎、2010、『伝統的中立制度の法的性格—戦争に巻き込まれない権利とその条件』、東京大学出版会）

111 磯村英司、2016、『戦争する国にしないための中立国入門』、平凡社新書

112 清水正義（前掲書、p.4）

113 「戦争被害への補償（戦後補償）」の用語は、「日本の法的、道徳的、人道的な責任や謝罪の意味をふくめた広い意味で用いられ」、「国家間の賠償では解決されない、肉体的、精神的被害を受けた個人に対して、敗戦国の政府あるいは自国の政府が、過ちの償いとしておこなう行為」と内海は定義する。（内海愛子、2002、『戦後補償から考える日本とアジア』、山川出版社）

ことに行きつかせたのかもしれない。資料に映し出されたスペイン被害者の経験に媒介されて、ある意味で、内海のいう「知らなかった日本の戦争」と出会ったといえるのかもしれない。

その後の経過は、心の問題を離れ、交渉の駆け引きや政治的側面が強調されていったように見える。しかしむしろ、政治的に処理する方向にしか解決を見いだせなくなっていたことに、当時の日本社会の心の状況が反映されていたともいえる。マニラ戦をふくめたフィリピンでの戦争裁判と日本人戦犯の問題¹¹⁴を、日本社会がどのようにとらえていったのか、その推移とも重ねて本件は考察される必要があるだろう。永井はまた、フィリピンの人びとと、日本人捕虜やフィリピン在留邦人が、「日本軍による残虐行為」によって複雑なかたちで分断されていった、戦後すぐのフィリピンでの人びとの心の現実をとらえている¹¹⁵。このような具体的な状況をていねいにすくいあげて見ていくことは、当時を生きた人びとの現実の別の側面に近づく有効な方法のひとつである。それによって見えてくるものは多いだろう。

「過去の克服」問題のグローバル化の動きは、冷戦下「凍結」されていた二十世紀政治暴力の記憶を公的空間で語ることや近代帝国主義・植民地主義の歴史を本格的な形で問うことを可能にしたものの、「さまざまなダブルスタンダードによる「不正義」の存在を顕在化させ、日本をふくむ旧植民地宗主国が植民地支配の「過去の克服」を拒絶していることも明らかにした。その一方で、「過去の克服」問題のグローバル化は「告発」する側の連鎖も生んだ¹¹⁶。日本に対して戦争責任を追求したフランコ政権は、自国では内戦敗者やその同調者とみなされた人びとに対してすさまじい政治暴力を行使した。過去の政治暴力に向き合うスペインの動きは旧植民地ラテンアメリカの動きと連鎖しているとはいえ、「内戦から七〇年余を経たスペインが、自らの二〇世紀といまだ冷静に向き合えずにいる¹¹⁷」という文脈の上に、本件は存在しているのである。

114 永井均、2013、『フィリピンBC級戦争裁判』、講談社選書メチエ

115 永井均、2010、『フィリピンと対日裁判』、岩波書店、p.56

116 高橋哲哉、「「過去の克服」問題のグローバル化」（前掲書、p.144）

117 飯島みどり、「フランコと再び向き合うスペイン社会」『季刊 戦争責任研究 第59号（2008年春季号）』pp.41-48

戦後七十数年が経った。それは、戦争の被害者ひとり一人には、それだけ長きにわたるその後の人生の重い歩みがあったということである。問われているのは過去だけではなく、その人生の歩みがかつむ重さ全体に、どのように向き合うことができるのかということである。

わたしは、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件の唯一の生存者となった元少女アナ・マリア・アギレリャ・リョンク (Ana María Aguilera Llonch) さんに、2010年から聞きとりをつづけている¹¹⁸。アナさんにとっては、日本人であるわたしに経験を語り、ついには「友情を育んだ¹¹⁹」ことそのものが、自らの日本との過去の関係を変える歴史実践であるのだと思う。わたしにとってアナさんは、人間として良く生きるとはどういうことであるのかを考える、何よりも大事な相手である。わたしたちのこのような関係を大切に育てていくことのなかに、清水や内海のいう「歴史観」や「歴史認識」をわたし自身が鍛えるための問いと答えが見い出されていくのだと考えている。

[謝辞] 本稿の資料収集にあたっては、「アジア・太平洋戦争および現代世界における大規模暴力をめぐる総合的比較研究」(2011年度～2013年度科学研究費補助金(基幹研究B) 研究代表者: 中野聡)の助成を受けました。深く感謝いたします。

-
- 118 荒沢千賀子、2015、「記憶をうしなつた「たつたひとりの生きのこり」六歳スペイン少女のその後—マニラ戦スペイン総領事館襲撃事件(一九四五)」、足羽興志子・中野聡・吉田裕編『平和と和解—思想・経験・方法』、旬報社、pp.294-324
- 119 Sòria, Josep María, *Qué fue de ... Ana María, Trauma de Manila*, (La Vanguardia増補版12面、「Quién, Protagonistas de la semana」2014年7月19日付) アナ・マリア・アギレリャ・リョンクさんのインタビュー記事。日本の女性研究者(荒沢)との出会いと手紙のやりとりで育んだ友情に言及。